

◆ 相続で取得したアパートの固定資産税

Q : 父が3月に死亡し、父所有のアパートを相続しました。アパートに係る固定資産税の納税通知書は、4月に届きました。

この場合、父の準確定申告の際にアパートに係る固定資産税を、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入できますか。

A : お父さんの準確定申告の際、必要経費に算入することはできません。

【解説】

業務の用に供される資産に係る固定資産税、登録免許税等は、各種所得の金額の計算上必要経費に算入されます。

これら租税の必要経費算入の時期は、原則として納税通知等によりその納付すべきことが具体的に確定した時とされています。ただし、納期が分割して定められているものは、各納期の税額をそれぞれ納期の開始の日又は実際に納付した日の属する年分の必要経費に算入することができることとされています。

ご質問の場合、相続開始時にはまだ固定資産税の納税通知書が届いていませんので、納付すべきことが具体的に確定したとはいえません。したがって、お父さんの準確定申告における不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできず、相続人であるあなたの確定申告における不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入することになります。

ちなみに、ご質問の固定資産税は、相続税の申告の際に債務控除の対象となります。

